

# 千葉県防災基本条例

## 条文と解説

令和3年10月19日策定

千葉県防災危機管理部防災政策課



# 目次

前文	1
<b>第一章 総則（第一条—第八条）</b>	
第一条 目的	3
第二条 定義	4
第三条 基本理念	7
第四条 県民の役割	10
第五条 事業者の役割	11
第六条 自主防災組織等の役割	12
第七条 市町村の役割	13
第八条 県の責務	14
<b>第二章 災害予防対策</b>	
<b>第一節 県民による災害予防対策（第九条—第十二条）</b>	
第九条 防災訓練等への参加等	15
第十条 指定緊急避難場所等の確認等	16
第十一条 建築物の耐震対策等及び防火対策	19
第十二条 生活必需物資等の備蓄等	21
<b>第二節 事業者等による災害予防対策（第十三条—第二十条）</b>	
第十三条 防災訓練等の実施等	23
第十四条 学校等における防災教育の実施	25
第十五条 施設内待機の周知等	26
第十六条 事業の継続等のための措置	28
第十七条 耐震対策等	29
第十八条 生活関連重要施設の安全性の向上	31
第十九条 石油コンビナートの防災対策	32
第二十条 生活必需物資の備蓄等	33
<b>第三節 自主防災組織等による災害予防対策（第二十一条・第二十二条）</b>	
第二十一条 防災訓練等の実施等	34
第二十二条 防災資機材の備蓄等	35
<b>第四節 県による災害予防対策（第二十三条—第三十三条）</b>	
第二十三条 防災情報の提供等	36
第二十四条 一斉帰宅の抑制についての周知等	37
第二十五条 要配慮者に係る防災対策への支援等	38
第二十六条 避難所に関する市町村への支援	39
第二十七条 耐震対策及び液状化対策に関する情報提供	40
第二十八条 公共土木施設の整備等	41
第二十九条 物資等の備蓄等及び供給体制の整備等	42

第三十条	自主防災組織等への支援等	43
第三十一条	ボランティアによる防災活動への支援	44
第三十二条	表彰	45
第三十三条	体制の整備	46
<b>第三章 災害応急対策</b>		
<b>第一節 県民による災害応急対策（第三十四条—第三十七条）</b>		
第三十四条	安全を確保するための行動	48
第三十五条	一斉帰宅による事故等を防止するための行動	50
第三十六条	火災の発生等を防止するための行動	51
第三十七条	避難所における行動	52
<b>第二節 事業者等による災害応急対策（第三十八条—第四十一条）</b>		
第三十八条	従業者等の安全の確保	54
第三十九条	一斉帰宅による事故等を防止するための措置	55
第四十条	学校、医療施設等における安全の確保	56
第四十一条	生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等	57
<b>第三節 自主防災組織等による災害応急対策（第四十二条）</b>		
第四十二条		58
<b>第四節 県による災害応急対策（第四十三条—第四十五条）</b>		
第四十三条	体制の整備	59
第四十四条	情報の収集及び伝達	60
第四十五条	一斉帰宅による事故等を防止するための措置	61
<b>第四章 災害復旧・復興対策（第四十六条）</b>		
第四十六条		62
<b>第五章 雑則（第四十七条・第四十八条）</b>		
第四十七条	施行状況の報告及び公表	63
第四十八条	財政上の措置	63
附則		64